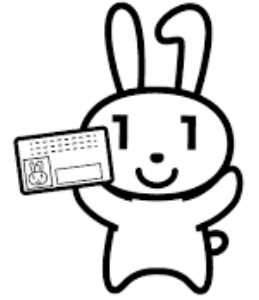


こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金の申請は マイナンバーで！

高等学校等就学支援金は、
国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

申込みは、学校へ。
マイナンバーで申請してください。

▼必要なもの (いずれかをご用意ください)

①マイナンバーカードの裏面コピー

または

②マイナンバーが記載された
住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可



«注意！»
通知カードは
原則として
使用できません。



このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校からのお知らせを確認してください。

入学時等にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間 (定時制・通信制は4年間)**、**原則手続不要**です。

- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。

原則1回

でOK!

4月

手続の
時期



1年生

2年生

3年生

こうとう がっ こうとう しゅう がく しえん きん 高等学校等就学支援金

対象

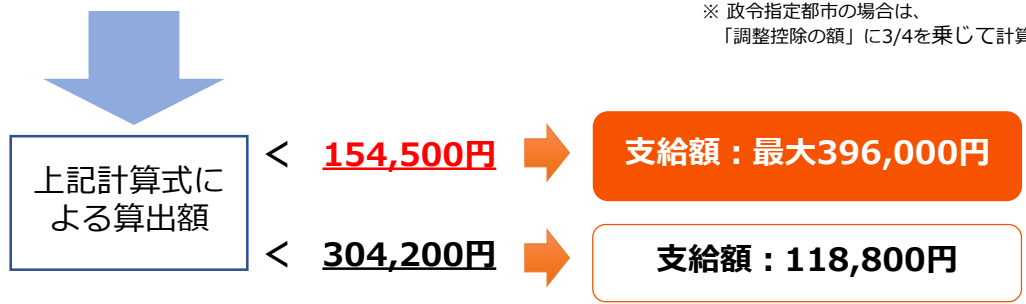
高校等（高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など）に**在学中**で、**日本国内に住所を有する方**。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算



ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

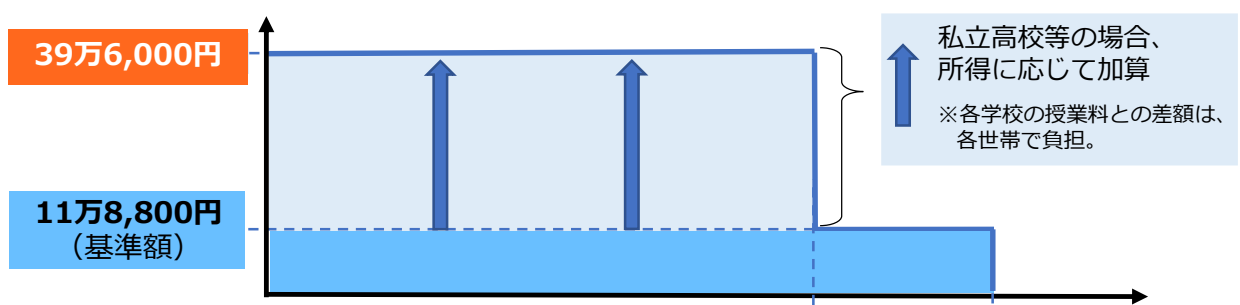
マイナポータルHP

支給額

- (1) **国公立高校**に通う生徒：
公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) **私立高校等**に通う生徒：**（年額最大39万6,000円）**
下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。

全日制高校の場合の支給上限額



※私立高校等（通信制）の支給上限額は、29万7,000円

154,500円（590万円） 304,200円（910万円）

上記計算式による算出額（年収目安※）

※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。